

休眠預金等活用法に関するお客様へのお知らせ

当組合では、2018年1月に施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（休眠預金等活用法）に基づき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金（「休眠預金等」）について、預金保険機構に移管いたします。

「休眠預金等」の定義については、下記のとおりです。

なお、預金保険機構へ移管されました預金につきましては、お客様のご請求により、所定のお手続き(※)を経て、いつでも払戻しいたします。

※ ご請求にあたっては、ご本人さまの預金であることを確認するため、本人確認書類をご提出いただく必要がございます。

【休眠預金等の定義】

- 「休眠預金等」とは、預金等であって当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過したものをいいます。
- 「預金等」とは、預金保険制度の付保対象となっている預金をいいます。
当組合でお預かりできる預金種類は下記のとおりですが、全て「預金等」に該当します。
但し、マル優制度を利用した非課税口座については、休眠預金の対象にはなりません。

当組合で取扱いをしている預金の種類・・・**全て休眠預金の対象となります。**

- | | | | |
|-------|-------|---------|---------|
| ・普通預金 | ・貯蓄預金 | ・当座預金 | ・納税準備預金 |
| ・通知預金 | ・定期預金 | ・積立定期預金 | ・定期積金 |

※上記の預金のうち、マル優口座は休眠預金の対象にはなりません。

- 「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいいます。

- ① 異動が最後にあった日（入出金、振込み、通帳・証書の発行・記帳・繰越等）
- ② 期間の定めがある預金（定期預金等）の満期日等
- ③ お客様への通知発送日（宛所不明等で返送されなかった場合に限り）
- ④ 当該預金等について預金等に該当することとなった日（預金の契約日、金融機関の合併等により預金等の債務承継があった日等）

- 「異動」とは、当該預金等に係るお客様及びその他関係者の方がする引出し、預入れ、振込みその他の事由をいい、次のページに記載する「異動に該当する取引一覧表」のお取りが該当します。

1. 異動に該当する取引一覧表

全ての金融機関共通の異動事由	当組合が認可を受けている異動事由
<p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>③ お客様から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく「公告」の対象となっている場合に限ります）。</p> <p>(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>(b) お客様が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地</p>	<p>① お客様からの申し出に基づく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。</p> <p>② お客様からATMによる残高照会があったこと。（ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限ります。）</p> <p>③ 定期性総合口座規定により取引できる他の預金について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。（ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限ります。）</p> <p>※なお、上記①②③の各異動事由に該当する預金種類は下表2のとおりとします。</p>

2. 預金種類別の異動事由該当パターン

当組合で取扱いをしている預金種類	認可異動事由 ① 預貯金通帳・証書の発行、記帳、繰越	認可異動事由 ② ATMによる残高照会	認可異動事由 ③ 総合口座等に含まれる他の預金等の異動
普通預金	○	○	○
貯蓄預金	○	○	×
当座預金	×	×	×
納税準備預金	○	×	×
通知預金	○	×	×
スーパー定期預金	○	×	○
大口定期預金	○	×	○
期日指定定期預金	○	×	○
積立定期預金	○	×	×
定期積金	○	×	○

(2018年1月1日 現在)